(三)　貨物軽自動車運送事業とは、貨物自動車運送事業法第二条第四項の貨物軽自動車運送事業をいうこととした。（第二条第一〇号関係）

(四)　貨物運送一般旅客定期航路事業とは、海上運送法第二条第五項の一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）のうち貨物の運送を行うものをいうこととした。（第二条第一一号関係）

(五)　貨物鉄道事業とは、鉄道事業法第二条第一項の鉄道事業のうち貨物の運送を行うもの及び貨物の運送を行う同法第七条第一項に規定する鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいうこととした。（第二条第一二号関係）

(六)　貨物軽道事業とは、軌道法による軌道事業のうち貨物の運送を行うものをいうこととした。（第二条第一三号関係）

(七)　トラックターミナル事業とは、自動車ターミナル法によるトラックターミナル事業をいうこととした。（第二条第一四号関係）

3　基本方針

流通業務総合効率化事業の実施に関する基本方針に定める事項として、流通業務の総合化及び効率化の目標に関する事項を追加することとした。（第三条関係）

4　総合効率化計画の認定等

(一)　総合効率化計画の認定

(1)　流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、共同して、総合効率化計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとした。（第四条第一項関係）

(2)　総合効率化計画には、流通業務総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備に関する事項を記載できることとした。（第四条第三項関係）

(二)　認定を受けた総合効率化計画に係る特例措置

(1)　認定を受けた総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軽自動車運送事業に該当するものであって、貨物自動車運送事業法の届出をしなければならないものについては、当該届出をしたものとみなす特例を追加することとした。（第一一条関係）

(2)　認定を受けた総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物運送一般旅客定期航路事業に該当するものであって、海上運送法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなす等の特例を追加することとした。（第一二条関係）

(3)　認定を受けた総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物鉄道事業に該当するものであって、鉄道事業法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなす等の特例を追加することとした。（第一三条関係）

(4)　認定を受けた総合効率化計画に記載された事業のうち、貨物軌道事業に該当するものであって、軌道法の特許等を受けなければならないものについては、当該特許等を受けたものとみなす特例を追加することとした。（第一四条関係）

(5)　認定を受けた総合効率化計画に記載された事業のうち、トラックターミナル事業に該当するものであって、自動車ターミナル法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなす等の特例を追加することとした。（第一五条関係）

(6)　認定を受けた総合効率化計画に記載された事業についての倉庫業法の特例として、利用者が組合等の構成員に限定される場合における倉庫寄託約款に関する規定等の適用除外の特例を追加することとした。（第一六条関係）

5　施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇児童扶養手当法の一部を改正する法律（法律第三七号）（厚生労働省）

1　児童扶養手当の支給要件に該当する児童であって母が監護するもの等が二人以上である場合における加算額（以下単に「加算額」という。）について、第二子に係る加算額を月額五、〇〇〇円から一万円に、第三子以降の児童に係る加算額を月額三、〇〇〇円から六、〇〇〇円に増額することとした。（第五条第二項関係）

2　加算額について、基本額と同様に全国消費者物価指数の変動に応じて改定する物価スライド制を設けることとした。（第五条の二第二項関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二条～第四条関係）

5　この法律は、平成二八年八月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（政令第二一七号）（文部科学省）

1　独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇平成二十八年熊本地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（政令第二一八号）（内閣府本府）

1　大規模災害からの復興に関する法律第二条第九号の非常災害として、平成二八年熊本地震による災害を指定することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。